

参加者募集

令和7年度は、毎月「認知症・介護者のつどい」を開催します！

最近物忘れが気になる、介護で気が抜けない、悩みを打ち明ける場所がない…
まずは一緒におしゃべりをして、その思いを吐き出してみませんか。

「認知症・介護者のつどい」では、在宅生活の中で物忘れが気になるかた、介護を受けて暮らしているかた、介護をしているかた、介護をしていたかた、これから介護について知りたいかたが集まり、日頃の思い（喜び・不安・疑問など）を共有し、交流する場です。ほっと一息ついて、気持ちを軽くしてみましょう。

下記の日程でお待ちしています。

■日程		
① 4月16日(水)	午後 1時30分～3時	
② 5月14日(水)		
③ 6月18日(水)		
④ 7月14日(月)		
⑤ 8月20日(水)		
⑥ 9月17日(水)	午前10時～11時30分	
⑦ 10月24日(金)		
⑧ 11月20日(木)		
⑨ 12月17日(水)		
⑩ 1月28日(水)		午後 1時30分～3時
⑪ 2月18日(水)		
⑫ 3月18日(水)		

■場所

保健センター

■対象者

- ・在宅で暮らしている本人やその家族、関係者のかた
- ・これから介護に関わるかた
- ・介護をしてきたかた
- ・介護や認知症について関心のあるかた

■参加費

無料

■申込み

開催日前日までに電話または窓口でお申込みください



申込み・問合せ＝地域包括支援センター（介護福祉課内） ☎76-1325

特別障害者手当、障害児福祉手当について

特別障害者手当

在宅での日常生活において、重度の障害ゆえに特に必要とされる介護などの負担を軽減するための手当です。

【対象者】

20歳以上であって、精神障害（知的障害を含む）または身体の重度の障害により、日常生活において常時特別の介護を要する状態にあるかた。

※詳細は、お問い合わせください。

【手当額】 月額 29,590円（令和7年度）

障害児福祉手当

在宅の重度障害児のかたに対する福祉の措置の一環として実施されている手当です。

【対象者】

20歳未満であって、身体障害者手帳の1級の一部および2級の一部のかた、療育手帳④のかた並びに常時介護を要する精神障害者その他これと同程度のかた

※詳細は、お問い合わせください。

【手当額】 月額 16,100円（令和7年度）

問合せ＝介護福祉課 障害福祉係 ☎76-5132

育児・介護休業法が改正されます

令和7年4月1日(火)から、育児・介護休業法が段階的に施行されました。この改正は以下を目的としています。

- ①子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充
 - ②介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化など
- 詳しくは、埼玉労働局雇用環境・均等部指導課へお問い合わせください。

問合せ＝埼玉労働局 雇用環境・均等部 指導課 ☎048-600-6269

理学療法士・作業療法士・歯科衛生士・管理栄養士がサポート！

介護予防・生活支援サービス事業（通所型サービスC）

「シニア健康あっぷ塾」第1クール参加者募集！



「歩くスピードが遅くなった」、「段差でつまづくようになってきた」、「ペットボトルの蓋が開けにくくなった」など思い当たることはありませんか。

内心不安だけど、何をしたらいいのかと悩んでいるかた…。シニア健康あっぷ塾が最適です！！

シニア健康あっぷ塾は、腰痛・膝痛や転倒予防のため、イスやマットなどを使用した運動で柔軟性を高め、筋力とバランス能力をつけます。また、健康の維持に欠かすことのできないお口の働きや噛むことの大切さなど、正しい口腔ケアの学習をします。さらに、栄養プログラムを加え、介護予防に取り組むことで、生活レベルを向上させることを目的としています。今回からは作業療法士も加わり、専門職もさらに充実！！これからも自分らしい生活を続けていくために、ぜひご参加ください。

■対象者

- 次の①から④までの条件をすべて満たすかた
- ①町内在住のおおむね65歳以上のかた
- ②「基本チェックリスト」を実施し、運動機能などに低下が認められたかた（申し込み時に包括の職員が実施します）
- ③医師から運動の制限を受けていないかた
- ④原則として各クール全日程（12回）参加できるかた

■日程 右記参照

今年度は第2クール（8月～11月）、第3クール（12月～2月）も予定しています。参加申込みについては、その都度広報みさとにてお知らせします。

■時間 各日 午前9時～11時

■場所 保健センター

■参加費 無料

■定員 1クール10名

■送迎 車での送迎は相談のうえ決定

■申込み 4月7日(月)から電話申込み開始（定員になり次第締切）

第1クール開催日程

- | | | |
|------------|------------|------------|
| ① 4月24日(木) | ⑤ 5月22日(木) | ⑨ 6月19日(木) |
| ② 5月1日(木) | ⑥ 5月29日(木) | ⑩ 6月26日(木) |
| ③ 5月8日(木) | ⑦ 6月5日(木) | ⑪ 7月10日(木) |
| ④ 5月15日(木) | ⑧ 6月12日(木) | ⑫ 7月17日(木) |

申込み・問合せ＝地域包括支援センター（介護福祉課内） ☎76-1325

福祉3 医療助成制度について（医療保険適用後の自己負担分医療費を助成する制度）

1. 重度心身障害者医療費助成制度

【対象者】

- 身体障害者手帳1級～3級のかた
 - 療育手帳④、A、Bのかた
 - 精神障害者保健福祉手帳1級のかた
 - 65歳以上で後期高齢者医療制度の障害認定を受けたかた（65歳未満で後期高齢者医療制度の障害認定を受けられる状態であったかたに限りです。）
- ※65歳以上で新規に手帳を取得されたかたは、この制度の対象外です。

※特別障害者手当に準じた所得制限があります。

2. こども医療費助成制度

【対象者】

- 0歳から18歳到達後（3月31日）までの児童

3. ひとり親家庭等医療費助成制度

【対象者】

- 母子・父子家庭の児童と児童を監護する父または母
 - 父母のいない児童と児童の養育者
 - 父または母に一定の障害のある家庭の児童と児童を監護する父または母
- ※「児童」とは、18歳に到達後3月31日までのかた（一定の障害のある場合、20歳未満のかた）です。
- ※児童扶養手当に準じた所得制限があります。

問合せ＝介護福祉課 障害福祉係 ☎76-5132
こども未来課 こども福祉係 ☎76-2277